

## « 記入例 »

※様式例の記入要領もご確認ください。

様式例第5号の1

### 農地所有適格法人報告書

法人の事業期間を記入。

自：令和7年1月1日

至：令和7年12月31日

令和8年1月27日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地 出雲市今市町70

名称及び代表者氏名 農事組合法人いづも営農組合  
代表理事 出雲 大志

連絡先 090-0000-0000

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

報告書の記入内容について  
確認する際の連絡先を記入。

#### 1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	農事組合法人いづも営農組合 代表理事 出雲 大志		
主たる事務所の所在地	出雲市今市町70番地		
経営面積 (ha)		所有地	借入地
	田	10.0	23.3
	畠	0	4.7
採草放牧地	—	—	—
法人形態	農事組合法人	株式会社(非公開)、合同会社等	

#### 2 農地法第2条第3項第1号関係

##### (1)事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	水稻、大麦、さつまいも	芋加工品製造・販売 作業受託	土木作業
翌事業年度の計画	水稻、大麦、さつまいも	芋加工品製造・販売 作業受託	土木作業

##### (2)売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	7,200,000円	2,000,000円
報告対象年度の1年前(実績)	7,080,000円	1,230,000円
報告対象年度(実績)	7,533,000円	1,500,000円
翌事業年度の計画	8,000,000円	1,500,000円

### 3 農地法第2条第3項第2号関係

#### 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は 名称	住所又は主 たる事務所 の所在地	国籍等	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれか				農作業 委託の 内容
			在留資格 又は特別 永住者	株主 総会	種類	農地等の 提供面積(m <sup>2</sup> )	農業への 年間従事日数		
						直近 実績	翌事業 年度の 計画		
出雲 大志	今市町 70	日本		1	賃貸借	153,550	200	150	
出雲 菊雄	今市町 109-1	日本		1	賃貸借	138,350	60	150	
島根 ぼたん	今市町 199	日本		1	作業委託		20	20	
水田 米造	今市町 50	日本		1	使用貸借	88,100	60	20	稻刈等
島根 耕作	今市町 555	日本		1					
J A しまね	今市町 106-1	日本		1					

4の(1)、(2)の従事日数合計

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 400日

#### (2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

種類株主がある場合に記載

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数	
			在留資格又は 特別永住者	株主 総会
島根 松雄	今市町北本町 63-10	日本		1
出雲 トキ子	今市町 777	日本		1

	議決権の数		議決権の割合	
	株主 総会	種類 株主 総会	株主 総会	種類 株主 総会
(1) 農業関係者	6		75%	
(2) 農業関係者以外の者	2		25%	
計	8		100%	

#### (留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

農事組合法人は理事、株式・有限会社は取締役、  
合同・合名・合資会社は業務執行社員の名前を記入。  
※ 監事、監査役は対象外

(1)理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近 実績	翌事業年 度の計画	直近 実績	翌事業年 度の計画
出雲大志	今市町 70	日本		代表理事	200	150	50	120
出雲菊雄	今市町 109-1	日本		理事	60	150	50	120
島根ぼたん	今市町 199	日本		理事	20	0	0	0

報告する事業期間内の農業(販売、加工、事務等  
を含む)1年間の従事日数を記入。役員の過半  
が、原則150日を超えることが必要。

農作業のみ(販売、事務等を除く)の年間の従  
事日数と次の年の見込み日数を記入。役員の  
一人以上が、60日を超えることが必要。

(2)重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近 実績	翌事業年 度の計画	直近 実績	翌事業年 度の計画
水田米造	今市町 50	日本			60	20	60	20
八雲風司	佐田町朝原 1671-	中国	特別永住 者		60	60	60	60

(1)に該当者がいない場合に要件を満たす使用  
人の状況を記入。

※ その他

法人設立年月日 : 平成31年 4月 1日

法人が最初に農地の権利を取得した年月日 : 令和元年 5月 1日

複数の市町村に経営農地がある場合、その市町村名 : 島根県松江市

資本金の額 : 3,000,000円

複数の市町村に経営農地がある場合  
は、それぞれの市町村農業委員会に報

(記入要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等を含みます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農業生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人が生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記入してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入してください。
- 3 「2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記入し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記入してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m<sup>2</sup>)」「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

8 2の翌年事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記入してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記入してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

#### 添付書類等（農地法施行規則第58条第2項）

- 1 定款の写し（変更がある場合）
- 2 農事組合法人又は株式会社、持分会社にあってはその組合員名簿又は株主名簿、社員名簿の写し
- 3 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」
- 4 その他参考となる書類  
決算報告書（農業関係及び農業に該当しない事業の収益が分かるもの）の写し

(別紙)

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）